

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手 数 料	
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙	白黒 1 枚につき 10 円
		カラー 1 枚につき 50 円
	日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙	実費相当額
マイクロフィルムの用紙への出力	1 枚につき 10 円	
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録	記録媒体の費用に 1 ページごとに 10 円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録	記録媒体の費用に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に 1 ページごとに 10 円を加えた額	
電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	ページ数がある電磁的記録	1 ページにつき 10 円
	ページ数がない電磁的記録	1 ファイルにつき 210 円
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1 ページにつき 10 円	

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金 額
日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1 枚につき 70 円
日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1 枚につき 100 円
その他の記録媒体	実費相当額